●健康告知に関するご照会につきましては、「告知サポートダイヤル」にて対応させていただきます。

告知サポートダイヤル

TEL 0120-998-259　受付時間 9:00～17:00
（通話料無料）（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

●ご契約後のご照会･お申出などにつきましては、
お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651　受付時間 9:00～18:00
（通話料無料）（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

主な
サービス内容

●契約内容に関するご照会
●各種手続き方法に関するご案内＊
＊住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等

［募集代理店］

［引受保険会社］

フコクしんらい生命保険株式会社
〒160-6132　東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL　03-6731-2100(代表)
ホームページ　https://www.fukokushinrai.co.jp

SK2504-E20
募AFS1424018(25. 2)

Face to Face

しんきんの定期保険

2025年4月版
定期保険

ハローキティの定期保険

死亡保障プラン
がん重点保障プラン
介護重点保障プラン

HELLO KITTY © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L654640

契約締結前交付書面（ご契約の概要/注意喚起情報）　兼　商品パンフレット

**「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

※この「契約締結前交付書面（ご契約の概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。

⚠ **この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

定期保険のお申込みは信用金庫へ

この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫

引受保険会社
フコクしんらい
smart life partner

「万一」の保障に加え、ご希望にあわせて特約を付加することにより「がん」「認知症・介護」も保障できる保険です！

ハローキティの定期保険

特徴1

万一の場合（主契約）

死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。

万一のときのご遺族の生活資金や死後の整理資金などにお役立ていただけます。
また、お客さまのニーズにあわせて、各種特約を付加することもできます。

- ●がん保障定期保険特約
- ●介護保障定期保険特約
- ●軽度介護保障特約（介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加することができます。）

特徴2

がん保障定期保険特約を付加した場合

がんと診断確定されたときに一時金をお支払いします。

がんに罹患したときの治療費などの経済的負担、これまでどおりに働けなくなることによる収入の減少に備えることができます。

特徴3

介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約を付加した場合

認知症・介護の予防から段階に応じて給付金等をお支払いします。

認知症の予防から診断確定、介護の要支援・要介護状態まで幅広く備えることができます。

●一定期間の「死亡・高度障害」に備えたい方に　死亡保障プラン　定期保険　3~4ページ

●「がん」の保障を重点的に備えたい方に　がん重点保障プラン　定期保険・がん保障定期保険特約　5~6ページ

●「介護」の保障を重点的に備えたい方に　介護重点保障プラン　定期保険・介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約　7~10ページ

しくみ図（イメージ図）

おすすめプラン 1

死亡保障プラン

一定期間の「死亡・高度障害」に備えたい方に

万一のときには整理資金が必要です。

葬儀費用合計（全国平均額） 出典1

およそ **118.5** 万円

各項目の全国平均額

基本料金：　75.7万円
飲食費：　20.7万円
返礼品費：　22.0万円

※0.1万円のズレは小数点第2位以下の和によるもの

＋

お墓関連費用合計 出典2

およそ **300** 万円

内　訳

霊園使用料〈貸付時のみ〉(4.0m²)：　128.8万円
霊園（年間）管理料：3,720円
お墓の建立費用：　171.0万円

＝ およそ **418** 万円

出典1：株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査（2024年）」(https://www.kamakura-net.co.jp/newstopics/10760/)
[基本料金] 斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式（固定費）
[飲食費] 通夜ぶるまい、告別料理などの飲食（変動費*）
[返礼品費] 香典に対するお礼の品物（変動費*）
＊飲食費、返礼品費はひとりあたりかかる費用のため、参列人数に比例して変動します

出典2：霊園使用料・霊園管理料は、都立八王子霊園の例（令和6年度東京都立霊園使用者の募集『公益財団法人東京都公園協会 令和6年度東京都立霊園使用者の募集「申込みのしおり」』より。）
お墓の建立費用は（一社）全国優良石材店の会「第37回（2024）全国統一 全優石 お墓購入者アンケート」より墓地取得費用を除いた墓石の購入金額

のこされたご家族の支出の心配もあります。

お子さまの大学入学・在学費用 出典3

大学入学から卒業まで　約 **481** 万円

（国立大学で自宅から4年間通学した場合）

各種ローンの返済

例えば…
- リフォームローン
- マイカーローン
- 住宅ローン（団信が付加されていないもの）

出典3：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」（2021年12月）

しくみ図（イメージ図）

【保険金額】定期保険500万円
【保険料払込方法】口座振替月払
【保険期間（保険料払込期間）】10年
【保険料】11~12ページをご覧ください

保障内容

お支払いする保険金		お支払いする場合（概要）被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする金額	〈ご参考〉自由設計
定期保険	死亡保険金	死亡されたとき	500万円	300～4,000万円
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき		

※死亡保険金、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します
※所定の高度障害状態については、20ページをご確認ください

保険金額・保険期間（保険料払込期間）をニーズに応じて設定できます！

このプラン以外でも自由設計により、保険金額や保険期間（保険料払込期間）なども所定の範囲内で選択できます。
自由設計の契約年齢範囲　**15～75歳**
自由設計のお取扱内容については、19ページをご確認ください。
定期保険（主契約）の保険金額が300万円未満の場合は、お取扱いできません。

！ 保障についてご留意いただきたいことがありますので**25ページ**をご確認ください。

おすすめプラン 2

がん重点保障プラン

「がん」の保障を重点的に備えたい方に

がん治療にかかる負担について

入院日数は部位によって異なります。

■傷病別平均在院日数

出典：厚生労働省「令和5年患者調査」

■治療費以外にかかる費用

❶差額ベッド代
1日あたり
8,437円
（1人部屋の場合）

❷入院諸費用
食事代・衣料品・日用品など

❸家族による見舞時の交通費

出典：【差額ベッド代】厚生労働省中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」令和5年7月1日現在

がん罹患により、収入減少の心配もあります。

■がん罹患後の個人の収入

約2人に1人の収入が減少しています

出典：東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果 がん患者の就労等に関する実態調査（平成31年3月）」

しくみ図（イメージ図）

【保険金額】定期保険 100万円
がん保障定期保険特約400万円
【保険期間（保険料払込期間）】 10年
【保険料払込方法】口座振替月払
【保険料】13～14ページをご覧ください

保障内容

お支払いする保険金		お支払いする場合（概要）被保険者が（特約）保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする金額	〈ご参考〉自由設計
がん保障定期保険特約	特約がん保険金	初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患していると診断確定されたとき ※「上皮内がん」「皮膚がん（悪性黒色腫を除く）」は、特約がん保険金のお支払対象となりません。	400万円〈注〉	100～2,000万円
	特約死亡保険金	死亡されたとき〈注〉		
	特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		
定期保険（主契約）	死亡保険金	死亡されたとき〈注〉	100万円〈注〉	100～4,000万円
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		

〈注〉「万一」の保障の給付例について
■**死亡・所定の高度障害状態になられたとき**……合計 最高500万円
定期保険の死亡保険金（または高度障害保険金）とがん保障定期保険特約の特約死亡保険金（または特約高度障害保険金）の合計金額です。
特約がん保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、死亡または所定の高度障害状態になられたときにお支払いする金額は主契約から100万円となります。

保険金額・保険期間（保険料払込期間）をニーズに応じて設定できます！

このプラン以外でも自由設計により、保険金額や保険期間（保険料払込期間）なども所定の範囲内で選択できます。
【自由設計の契約年齢範囲】 **定期保険 15～75歳** ／**がん保障定期保険特約 15～70歳**
自由設計のお取扱内容については、19ページをご確認ください。定期保険（主契約）の保険金額、がん保障定期保険特約の保険金額の合計が300万円未満の場合は、お取扱いできません。

！ 保障についてご留意いただきたいことがありますので**25ページ**をご確認ください。

「介護」の保障を重点的に備えたい方に

介護はどなたにも起こりえる身近な問題です。

■要介護・要支援の認定者数の推移

※公的介護保険制度が開始した2000年から24年間の推移
※要介護・要支援の認定者数の推移にはすべての認定区分が含まれます
※すべて4月のデータです

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定版）」をもとに当社作成

介護をする方の約5割がご家族です。

■「要介護者等」からみた
「主な介護者」の続柄別構成割合

※端数処理のため、合計が100%になりません

出典：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

介護が必要となる主な原因で最も多いのは認知症です。

出典1

■介護が必要となった主な原因

※端数処理のため、合計が100%になりません

出典2

「軽度認知障害（MCI）」は、
健常者と認知症の中間の状態で、
患者数は約550万人と推計されています

■認知症高齢者の現状（2022年）

出典1：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」をもとに当社算出
出典2：内閣官房HP認知症施策推進関係者会議（第2回）「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和6年5月報告）をもとに当社作成

要支援・要介護状態になったときの経済的な負担について考えてみましょう。

出典1

■平均介護費用の目安

平均介護費用（月額） 9.0万円 × 平均介護期間 55か月 ＋ 平均介護費用（一時費用） 47万円 ＝ 合計 約542万円

例えば、自宅への手すり設置・車いす購入などの初期費用がかかる可能性があります　出典2

■自費で購入等した場合の初期費用例（目安）

手すり	廊下・階段・浴室用など：2万円～ ※サイズ・素材により金額は異なります（工事費別途）
車いす	●自走式：5～21万円　●電動式：30～67万円
ポータブルトイレ	●水洗式：3～7万円　●シャワー式：13～19万円

※一定の福祉用具や住宅改修については、公的介護保険の対象となる場合があります

出典1：（公財）生命保険文化センター「2024（令和6）年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」
※合計金額は、上記データをもとに当社算出
出典2：（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとに当社作成

POINT 認知症や介護は備えがあると安心です。

軽度から重度の介護状態・死亡まで手厚く保障。認知症や介護の心配は、まとめて準備が可能です！

認知症予防からの備え

軽度認知障害（MCI）と公的介護保険制度の要支援1にも対応

しくみ図（イメージ図）

【保険金額】定期保険 100万円
介護保障定期保険特約 400万円
軽度介護保障特約　特約基準金額100万円

【保険期間（保険料払込期間）】10年
【保険料払込方法】口座振替月払
【保険料】15～16ページをご覧ください

軽度介護保障特約
- 90日免責　認知障害給付金　5万円（軽度介護給付金の金額の5%）
- 要支援給付金　20万円（軽度介護給付金の金額の20%）
- 軽度介護給付金　100万円（支払後この特約消滅）　要支援給付金支払後は80万円

85歳まで自動更新

＋

介護保障定期保険特約
- 90日免責　認知症診断給付金　80万円（介護保険金等の金額の20%）
- 介護保険金 または 特約死亡（高度障害）保険金　400万円（支払後この特約消滅）

85歳まで自動更新

＋

定期保険（主契約）
- 死亡（高度障害）保険金　100万円（支払後契約消滅）

100歳まで自動更新

保険期間（保険料払込期間）10年
ご契約　保険期間満了

＋ さらに **軽度介護保障特約に生存給付金特則を付加できます！**
【給付金額】予防・治療給付金（生存給付金）3万円　【保険料】15～16ページをご覧ください

生存給付金特則　予防・治療給付金（生存給付金）　2年ごと3万円

上記プランにおける介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の給付イメージ

（*1）軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護給付金はお支払対象外となります
（*2）介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金等はお支払対象外となります

保障内容

お支払いする保険金等		お支払いする場合（概要）被保険者が（特約）保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする金額	〈ご参考〉自由設計
軽度介護保障特約（※）介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加いただけます	認知障害給付金	認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定の認知障害（軽度認知障害（MCI）・認知症）と診断確定されたとき	5万円	5万円
	要支援給付金	公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	20万円	20万円
	軽度介護給付金	つぎのいずれかの事由に該当したとき （1）公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき （2）所定の要介護状態に該当したとき （3）所定の高度障害状態に該当したとき〈注〉	100万円（要支援給付金支払後は80万円）〈注〉	100万円（要支援給付金支払後は80万円）
生存給付金特則を付加した場合	予防・治療給付金（生存給付金）	ご契約後2年ごとの契約応当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき	3万円	1,3,5万円
介護保障定期保険特約	認知症診断給付金	認知症給付の責任開始日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき	80万円	介護保険金等の金額の20%
	介護保険金	つぎのいずれかの事由に該当したとき （1）公的介護保険制度の要介護2以上に該当していると認定されたとき （2）所定の要介護状態に該当したとき	400万円〈注〉	100～500万円（軽度介護保障特約を付加した場合400万円限度）
	特約死亡保険金	死亡されたとき〈注〉		
	特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		
定期保険（主契約）	死亡保険金	死亡されたとき〈注〉	100万円〈注〉	100～4,000万円
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		

〈注〉「万一」の保障の給付例について
■**死亡されたとき**……合計 最高500万円
定期保険の死亡保険金と介護保障定期保険特約の特約死亡保険金の合計金額です。
■**所定の高度障害状態になられたとき**……合計 最高600万円
定期保険の高度障害保険金、介護保障定期保険特約の特約高度障害保険金、軽度介護保障特約の軽度介護給付金の合計金額です。

介護保険金をお支払いした場合には介護保障定期保険特約、軽度介護給付金をお支払いした場合には軽度介護保障特約は消滅しますので、お支払いする金額は異なります。

保険金・給付金額・保険期間（保険料払込期間）をニーズに応じて設定できます！

このプラン以外でも自由設計により、保険金・給付金額や保険期間（保険料払込期間）なども所定の範囲内で選択できます。
自由設計の契約年齢範囲　**定期保険　15～75歳／介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約　20～75歳**
自由設計のお取扱内容については、19ページをご確認ください。定期保険（主契約）の保険金額、介護保障定期保険特約の保険金額、軽度介護保障特約の特約基準金額の合計が300万円未満の場合は、お取扱いできません。

！ 保障についてご留意いただきたいことがありますので**25～26ページ**をご確認ください。

保険料表

死亡保障プラン

■保険金額
●定期保険：500万円

■保険期間(保険料払込期間)：10年
■保険料払込方法：口座振替月払

参考 定期保険：300万円・1,000万円・2,000万円

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。
＊口座振替月払は、最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

男 性　合計保険料

〈単位：円〉

契約日満年齢	死亡保障プラン 参考 300万円	500万円	参考 1,000万円	参考 2,000万円
15歳	*519	*865	1,730	2,760
16歳	*528	*880	1,760	2,820
17歳	*537	*895	1,790	2,880
18歳	*540	*900	1,800	2,900
19歳	*546	*910	1,820	2,940
20歳	*552	*920	1,840	2,980
21歳	*558	*930	1,860	3,020
22歳	*564	*940	1,880	3,060
23歳	*570	*950	1,900	3,100
24歳	*576	*960	1,920	3,140
25歳	*582	*970	1,940	3,180
26歳	*591	*985	1,970	3,240
27歳	*600	1,000	2,000	3,300
28歳	*612	1,020	2,040	3,380
29歳	*624	1,040	2,080	3,460
30歳	*639	1,065	2,130	3,560
31歳	*654	1,090	2,180	3,660
32歳	*675	1,125	2,250	3,800
33歳	*696	1,160	2,320	3,940
34歳	*720	1,200	2,400	4,100
35歳	*744	1,240	2,480	4,260
36歳	*774	1,290	2,580	4,460
37歳	*807	1,345	2,690	4,680
38歳	*843	1,405	2,810	4,920
39歳	*885	1,475	2,950	5,200
40歳	*927	1,545	3,090	5,480
41歳	*975	1,625	3,250	5,800
42歳	1,026	1,710	3,420	6,140
43歳	1,083	1,805	3,610	6,520
44歳	1,143	1,905	3,810	6,920
45歳	1,209	2,015	4,030	7,360
46歳	1,284	2,140	4,280	満46歳以上の方は1,200万円が死亡保障の合計保険金額の上限となりますので、ご加入いただけません
47歳	1,359	2,265	4,530	
48歳	1,443	2,405	4,810	
49歳	1,533	2,555	5,110	
50歳	1,635	2,725	5,450	
51歳	1,743	2,905	5,810	
52歳	1,863	3,105	6,210	
53歳	1,995	3,325	6,650	
54歳	2,142	3,570	7,140	
55歳	2,304	3,840	7,680	
56歳	2,475	4,125	8,250	
57歳	2,664	4,440	8,880	
58歳	2,865	4,775	9,550	
59歳	3,081	5,135	10,270	
60歳	3,318	5,530	11,060	
61歳	3,579	5,965	11,930	
62歳	3,870	6,450	12,900	
63歳	4,194	6,990	13,980	
64歳	4,557	7,595	15,190	
65歳	4,974	8,290	16,580	
66歳	5,442	9,070	18,140	
67歳	5,982	9,970	19,940	
68歳	6,609	11,015	22,030	
69歳	7,338	12,230	24,460	
70歳	8,181	13,635	27,270	
71歳	9,144	15,240	30,480	
72歳	10,236	17,060	34,120	
73歳	11,472	19,120	38,240	
74歳	12,867	21,445	42,890	
75歳	14,427	24,045	48,090	

女 性　合計保険料

〈単位：円〉

契約日満年齢	死亡保障プラン 参考 300万円	500万円	参考 1,000万円	参考 2,000万円
15歳	*429	*715	1,430	2,160
16歳	*435	*725	1,450	2,200
17歳	*444	*740	1,480	2,260
18歳	*450	*750	1,500	2,300
19歳	*456	*760	1,520	2,340
20歳	*462	*770	1,540	2,380
21歳	*471	*785	1,570	2,440
22歳	*477	*795	1,590	2,480
23歳	*486	*810	1,620	2,540
24歳	*495	*825	1,650	2,600
25歳	*507	*845	1,690	2,680
26歳	*516	*860	1,720	2,740
27歳	*528	*880	1,760	2,820
28歳	*540	*900	1,800	2,900
29歳	*552	*920	1,840	2,980
30歳	*567	*945	1,890	3,080
31歳	*582	*970	1,940	3,180
32歳	*597	*995	1,990	3,280
33歳	*615	1,025	2,050	3,400
34歳	*633	1,055	2,110	3,520
35歳	*651	1,085	2,170	3,640
36歳	*669	1,115	2,230	3,760
37歳	*690	1,150	2,300	3,900
38歳	*714	1,190	2,380	4,060
39歳	*738	1,230	2,460	4,220
40歳	*768	1,280	2,560	4,420
41歳	*801	1,335	2,670	4,640
42歳	*837	1,395	2,790	4,880
43歳	*873	1,455	2,910	5,120
44歳	*912	1,520	3,040	5,380
45歳	*951	1,585	3,170	5,640
46歳	*993	1,655	3,310	満46歳以上の方は1,200万円が死亡保障の合計保険金額の上限となりますので、ご加入いただけません
47歳	1,032	1,720	3,440	
48歳	1,074	1,790	3,580	
49歳	1,116	1,860	3,720	
50歳	1,158	1,930	3,860	
51歳	1,203	2,005	4,010	
52歳	1,254	2,090	4,180	
53歳	1,308	2,180	4,360	
54歳	1,359	2,265	4,530	
55歳	1,416	2,360	4,720	
56歳	1,479	2,465	4,930	
57歳	1,542	2,570	5,140	
58歳	1,620	2,700	5,400	
59歳	1,704	2,840	5,680	
60歳	1,797	2,995	5,990	
61歳	1,908	3,180	6,360	
62歳	2,034	3,390	6,780	
63歳	2,181	3,635	7,270	
64歳	2,358	3,930	7,860	
65歳	2,562	4,270	8,540	
66歳	2,793	4,655	9,310	
67歳	3,060	5,100	10,200	
68歳	3,366	5,610	11,220	
69歳	3,720	6,200	12,400	
70歳	4,134	6,890	13,780	
71歳	4,614	7,690	15,380	
72歳	5,169	8,615	17,230	
73歳	5,811	9,685	19,370	
74歳	6,552	10,920	21,840	
75歳	7,413	12,355	24,710	

保険料表

がん重点保障プラン

■保険金額
●定期保険：100万円
●がん保障定期保険特約：400万円

■保険期間(保険料払込期間)：10年
■保険料払込方法：口座振替月払

参考 定期保険：100万円／がん保障定期保険特約：900万円

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。
＊口座振替月払は、最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

男 性 合計保険料〈単位:円〉

契約日満年齢	がん重点保障プラン	内訳 定期保険 100万円	内訳 がん保障定期保険特約 400万円	参考 定期保険100万円 がん保障定期保険特約900万円	内訳 定期保険 100万円	内訳 がん保障定期保険特約 900万円
15歳	*933	173	760	1,883	173	1,710
16歳	*972	176	796	1,967	176	1,791
17歳	1,007	179	828	2,042	179	1,863
18歳	1,036	180	856	2,106	180	1,926
19歳	1,062	182	880	2,162	182	1,980
20歳	1,084	184	900	2,209	184	2,025
21歳	1,106	186	920	2,256	186	2,070
22歳	1,124	188	936	2,294	188	2,106
23歳	1,146	190	956	2,341	190	2,151
24歳	1,168	192	976	2,388	192	2,196
25歳	1,190	194	996	2,435	194	2,241
26歳	1,221	197	1,024	2,501	197	2,304
27歳	1,252	200	1,052	2,567	200	2,367
28歳	1,292	204	1,088	2,652	204	2,448
29歳	1,340	208	1,132	2,755	208	2,547
30歳	1,393	213	1,180	2,868	213	2,655
31歳	1,450	218	1,232	2,990	218	2,772
32歳	1,521	225	1,296	3,141	225	2,916
33歳	1,592	232	1,360	3,292	232	3,060
34歳	1,672	240	1,432	3,462	240	3,222
35歳	1,760	248	1,512	3,650	248	3,402
36歳	1,866	258	1,608	3,876	258	3,618
37歳	1,981	269	1,712	4,121	269	3,852
38歳	2,113	281	1,832	4,403	281	4,122
39歳	2,267	295	1,972	4,732	295	4,437
40歳	2,433	309	2,124	5,088	309	4,779
41歳	2,617	325	2,292	5,482	325	5,157
42歳	2,830	342	2,488	5,940	342	5,598
43歳	3,065	361	2,704	6,445	361	6,084
44歳	3,325	381	2,944	7,005	381	6,624
45歳	3,615	403	3,212	7,630	403	7,227
46歳	3,936	428	3,508	8,321	428	7,893
47歳	4,281	453	3,828	9,066	453	8,613
48歳	4,669	481	4,188	9,904	481	9,423
49歳	5,091	511	4,580	10,816	511	10,305
50歳	5,557	545	5,012	11,822	545	11,277
51歳	6,077	581	5,496	12,947	581	12,366
52歳	6,649	621	6,028	14,184	621	13,563
53歳	7,289	665	6,624	15,569	665	14,904
54歳	7,986	714	7,272	17,076	714	16,362
55歳	8,760	768	7,992	18,750	768	17,982
56歳	9,593	825	8,768	20,553	825	19,728
57歳	10,496	888	9,608	22,506	888	21,618
58歳	11,471	955	10,516	24,616	955	23,661
59歳	12,511	1,027	11,484	26,866	1,027	25,839
60歳	13,622	1,106	12,516	29,267	1,106	28,161
61歳	14,805	1,193	13,612	31,820	1,193	30,627
62歳	16,054	1,290	14,764	34,509	1,290	33,219
63歳	17,370	1,398	15,972	37,335	1,398	35,937
64歳	18,767	1,519	17,248	40,327	1,519	38,808
65歳	20,258	1,658	18,600	43,508	1,658	41,850
66歳	21,862	1,814	20,048	46,922	1,814	45,108
67歳	23,602	1,994	21,608	50,612	1,994	48,618
68歳	25,495	2,203	23,292	54,610	2,203	52,407
69歳	27,578	2,446	25,132	58,993	2,446	56,547
70歳	29,875	2,727	27,148	63,810	2,727	61,083

女 性 合計保険料〈単位:円〉

契約日満年齢	がん重点保障プラン	内訳 定期保険 100万円	内訳 がん保障定期保険特約 400万円	参考 定期保険100万円 がん保障定期保険特約900万円	内訳 定期保険 100万円	内訳 がん保障定期保険特約 900万円
15歳	*759	143	616	1,529	143	1,386
16歳	*793	145	648	1,603	145	1,458
17歳	*824	148	676	1,669	148	1,521
18歳	*866	150	716	1,761	150	1,611
19歳	*908	152	756	1,853	152	1,701
20歳	*958	154	804	1,963	154	1,809
21歳	1,013	157	856	2,083	157	1,926
22歳	1,071	159	912	2,211	159	2,052
23歳	1,130	162	968	2,340	162	2,178
24歳	1,201	165	1,036	2,496	165	2,331
25歳	1,281	169	1,112	2,671	169	2,502
26歳	1,360	172	1,188	2,845	172	2,673
27歳	1,452	176	1,276	3,047	176	2,871
28歳	1,548	180	1,368	3,258	180	3,078
29歳	1,648	184	1,464	3,478	184	3,294
30歳	1,753	189	1,564	3,708	189	3,519
31歳	1,874	194	1,680	3,974	194	3,780
32歳	1,995	199	1,796	4,240	199	4,041
33歳	2,125	205	1,920	4,525	205	4,320
34歳	2,263	211	2,052	4,828	211	4,617
35歳	2,409	217	2,192	5,149	217	4,932
36歳	2,559	223	2,336	5,479	223	5,256
37歳	2,718	230	2,488	5,828	230	5,598
38歳	2,870	238	2,632	6,160	238	5,922
39歳	3,026	246	2,780	6,501	246	6,255
40歳	3,188	256	2,932	6,853	256	6,597
41歳	3,347	267	3,080	7,197	267	6,930
42歳	3,507	279	3,228	7,542	279	7,263
43歳	3,671	291	3,380	7,896	291	7,605
44歳	3,836	304	3,532	8,251	304	7,947
45歳	4,001	317	3,684	8,606	317	8,289
46歳	4,167	331	3,836	8,962	331	8,631
47歳	4,336	344	3,992	9,326	344	8,982
48歳	4,510	358	4,152	9,700	358	9,342
49歳	4,692	372	4,320	10,092	372	9,720
50歳	4,878	386	4,492	10,493	386	10,107
51歳	5,077	401	4,676	10,922	401	10,521
52歳	5,298	418	4,880	11,398	418	10,980
53歳	5,540	436	5,104	11,920	436	11,484
54歳	5,801	453	5,348	12,486	453	12,033
55歳	6,076	472	5,604	13,081	472	12,609
56歳	6,373	493	5,880	13,723	493	13,230
57歳	6,682	514	6,168	14,392	514	13,878
58歳	7,008	540	6,468	15,093	540	14,553
59歳	7,356	568	6,788	15,841	568	15,273
60歳	7,723	599	7,124	16,628	599	16,029
61歳	8,112	636	7,476	17,457	636	16,821
62歳	8,522	678	7,844	18,327	678	17,649
63歳	8,971	727	8,244	19,276	727	18,549
64歳	9,454	786	8,668	20,289	786	19,503
65歳	9,990	854	9,136	21,410	854	20,556
66歳	10,591	931	9,660	22,666	931	21,735
67歳	11,272	1,020	10,252	24,087	1,020	23,067
68歳	12,050	1,122	10,928	25,710	1,122	24,588
69歳	12,944	1,240	11,704	27,574	1,240	26,334
70歳	13,978	1,378	12,600	29,728	1,378	28,350

保険料表

介護重点保障プラン

■保険金額
- ●定期保険：100万円
- ●介護保障定期保険特約：400万円
- ●軽度介護保障特約　特約基準金額：100万円

■保険期間(保険料払込期間)：10年
■保険料払込方法：口座振替月払

参考 軽度介護保障特約　特約基準金額：100万円／予防・治療給付金額(生存給付金額)：3万円

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。
＊口座振替月払は、最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

男 性　合計保険料〈単位:円〉

契約日満年齢	介護重点保障プラン	内訳 定期保険 100万円	内訳 介護保障定期保険特約 400万円	内訳 軽度介護保障特約 100万円	参考 軽度介護保障特約 100万円 [生存給付金特則 3万円]
20歳	1,207	184	880	143	1,391
21歳	1,218	186	888	144	1,392
22歳	1,229	188	896	145	1,393
23歳	1,245	190	908	147	1,395
24歳	1,256	192	916	148	1,396
25歳	1,268	194	924	150	1,398
26歳	1,284	197	936	151	1,399
27歳	1,305	200	952	153	1,401
28歳	1,327	204	968	155	1,403
29歳	1,353	208	988	157	1,405
30歳	1,385	213	1,012	160	1,408
31歳	1,416	218	1,036	162	1,410
32歳	1,453	225	1,064	164	1,412
33歳	1,496	232	1,096	168	1,416
34歳	1,547	240	1,136	171	1,419
35歳	1,604	248	1,180	176	1,424
36歳	1,666	258	1,228	180	1,428
37歳	1,738	269	1,284	185	1,433
38歳	1,822	281	1,352	189	1,437
39歳	1,908	295	1,420	193	1,441
40歳	1,999	309	1,492	198	1,446
41歳	2,104	325	1,576	203	1,451
42歳	2,215	342	1,664	209	1,457
43歳	2,332	361	1,756	215	1,463
44歳	2,463	381	1,860	222	1,470
45歳	2,605	403	1,972	230	1,478
46歳	2,760	428	2,092	240	1,488
47歳	2,927	453	2,224	250	1,498
48歳	3,103	481	2,360	262	1,510
49歳	3,325	511	2,532	282	1,530
50歳	3,591	545	2,736	310	1,558
51歳	3,905	581	2,976	348	1,596
52歳	4,268	621	3,252	395	1,643
53歳	4,683	665	3,568	450	1,698
54歳	5,146	714	3,920	512	1,760
55歳	5,658	768	4,312	578	1,826
56歳	6,207	825	4,732	650	1,898
57歳	6,826	888	5,204	734	1,982
58歳	7,517	955	5,732	830	2,078
59歳	8,270	1,027	6,308	935	2,183
60歳	9,096	1,106	6,940	1,050	2,298
61歳	9,991	1,193	7,624	1,174	2,422
62歳	10,992	1,290	8,388	1,314	2,562
63歳	12,122	1,398	9,248	1,476	2,724
64歳	13,409	1,519	10,228	1,662	2,910
65歳	14,894	1,658	11,356	1,880	3,128
66歳	16,568	1,814	12,632	2,122	3,370
67歳	18,451	1,994	14,060	2,397	3,645
68歳	20,596	2,203	15,680	2,713	3,961
69歳	23,022	2,446	17,504	3,072	4,320
70歳	25,763	2,727	19,556	3,480	4,728
71歳	28,869	3,048	21,876	3,945	5,193
72歳	32,336	3,412	24,460	4,464	5,712
73歳	36,141	3,824	27,304	5,013	6,261
74歳	40,425	4,289	30,492	5,644	6,892
75歳	45,203	4,809	34,024	6,370	7,618

女 性　合計保険料〈単位:円〉

契約日満年齢	介護重点保障プラン	内訳 定期保険 100万円	内訳 介護保障定期保険特約 400万円	内訳 軽度介護保障特約 100万円	参考 軽度介護保障特約 100万円 [生存給付金特則 3万円]
20歳	*987	154	712	121	1,369
21歳	1,004	157	724	123	1,371
22歳	1,019	159	736	124	1,372
23歳	1,032	162	744	126	1,374
24歳	1,053	165	760	128	1,376
25歳	1,071	169	772	130	1,378
26歳	1,092	172	788	132	1,380
27歳	1,115	176	804	135	1,383
28歳	1,142	180	824	138	1,386
29歳	1,168	184	844	140	1,388
30歳	1,201	189	868	144	1,392
31歳	1,233	194	892	147	1,395
32歳	1,271	199	920	152	1,400
33歳	1,305	205	944	156	1,404
34歳	1,353	211	980	162	1,410
35歳	1,404	217	1,020	167	1,415
36歳	1,457	223	1,060	174	1,422
37歳	1,523	230	1,112	181	1,429
38歳	1,590	238	1,164	188	1,436
39歳	1,662	246	1,220	196	1,444
40歳	1,745	256	1,284	205	1,453
41歳	1,834	267	1,352	215	1,463
42歳	1,934	279	1,428	227	1,475
43歳	2,034	291	1,504	239	1,487
44歳	2,140	304	1,584	252	1,500
45歳	2,251	317	1,668	266	1,514
46歳	2,357	331	1,748	278	1,526
47歳	2,469	344	1,836	289	1,537
48歳	2,578	358	1,920	300	1,548
49歳	2,694	372	2,008	314	1,562
50歳	2,824	386	2,108	330	1,578
51歳	2,966	401	2,216	349	1,597
52歳	3,115	418	2,328	369	1,617
53歳	3,282	436	2,452	394	1,642
54歳	3,474	453	2,596	425	1,673
55歳	3,693	472	2,760	461	1,709
56歳	3,945	493	2,948	504	1,752
57歳	4,241	514	3,168	559	1,807
58歳	4,600	540	3,432	628	1,876
59歳	5,023	568	3,744	711	1,959
60歳	5,518	599	4,108	811	2,059
61歳	6,100	636	4,540	924	2,172
62歳	6,786	678	5,048	1,060	2,308
63歳	7,598	727	5,648	1,223	2,471
64歳	8,548	786	6,344	1,418	2,666
65歳	9,676	854	7,168	1,654	2,902
66歳	10,923	931	8,076	1,916	3,164
67歳	12,381	1,020	9,132	2,229	3,477
68歳	14,060	1,122	10,360	2,578	3,826
69歳	16,010	1,240	11,784	2,986	4,234
70歳	18,272	1,378	13,436	3,458	4,706
71歳	20,830	1,538	15,296	3,996	5,244
72歳	23,751	1,723	17,416	4,612	5,860
73歳	26,992	1,937	19,796	5,259	6,507
74歳	30,667	2,184	22,504	5,979	7,227
75歳	34,833	2,471	25,572	6,790	8,038

健康告知 ～お申込み前に必ずご確認ください～

①以下の質問事項❶～❺につきまして（該当の特約をお申込みの場合は、❻❼を含む）

- **すべて「いいえ」の場合 ➡ お申し込みいただけます**
  ※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできないことがあります。
- **ひとつでも「はい」の場合 ➡ お申し込みいただけません**〈注〉

以下の疾患は告知の対象外です。
アトピー性皮ふ炎・アレルギー性鼻炎（花粉症を含みます）・水虫・たむし・外耳炎・虫歯

質問事項

①

過去5年以内に、下表の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。
※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

心臓・血管・血圧	高血圧症　不整脈 狭心症　心筋こうそく　心筋症 先天性心臓病　心臓弁膜症　動脈瘤（脳・大動脈）　動脈閉塞症（内頸・腎臓・下肢）
脳・精神・神経	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）　うつ病　統合失調症　自律神経失調症 神経症　てんかん　パーキンソン病　アルコール依存症　薬物依存症 知的障がい　認知症　軽度認知障がい（MCI）
肺・気管支	ぜんそく　COPD（慢性閉塞性肺疾患：慢性気管支炎・肺気腫） 好酸球性肺炎　間質性肺炎
胃腸	かいよう性大腸炎　クローン病
肝臓	肝炎（肝炎ウイルス感染を含みます）　肝硬変
腎臓	腎炎　ネフローゼ　腎不全
目	緑内障　網膜色素変性症　網膜中心動脈閉塞症（網膜動脈閉塞症）　黄斑変性症
がん・しゅよう	がん（上皮内がんを含みます）　高度異形成　肉腫　白血病 しゅよう（脳・肺・肝臓・すい臓・腎臓・卵巣）　ポリープ
右記にかかげる病気	リウマチ・こうげん病　糖尿病　紫斑病 甲状腺機能低下症　橋本病　筋ジストロフィー　乳腺症　好酸球性副鼻腔炎

②

過去3か月以内に、医師より、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがあり、すすめられた検査・治療・入院・手術について、現在までにうけていない検査・治療・入院・手術がありますか。

③

過去2年以内に、健康診断・人間ドックをうけた場合で、下表の項目について、要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたことがありますか。

※ただし、その後の再検査・精密検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。
※血圧測定の異常指摘については、治療中の場合でも血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。
※脂質異常症については、治療中の場合でもLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には「いいえ」になります。
※健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます（例：企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」）。

臓器	脳	甲状腺	心臓	肺	食道	胃腸	肝臓	胆のう	すい臓	腎臓	前立腺	乳房	子宮　卵巣
検査	血圧測定		血液検査		尿検査		便検査		眼底検査		脳検査		内科診察

④

身体上、つぎのいずれかの障がいがありますか。
- 視力の障がい（左右いずれか悪い方の矯正視力が0.3以下）
- 聴力・言語・そしゃく機能の障がい
- 背骨（脊柱）の変形や機能障がい、上下肢の機能障がい（手足のゆびの欠損を除きます）

〈注〉質問事項については、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただき、人間ドック成績表や健康診断結果通知書等を提出いただくことで、お引受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店までお問い合わせください。

※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業、過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできないことがあります。
※2025年4月現在の項目です。内容を変更する場合があります。

質問事項

⑤

（a）過去5年以内に、病気やケガで、7日間以上にわたり医師の診察・検査・治療・投薬、もしくは手術をうけたことがありますか。（帝王切開は含みません。）
（b）過去3か月以内に、病気やケガで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。
（a）（b）ともに、下表の病気やケガについては、条件に該当していれば「いいえ」になります。

病気やケガ		「いいえ」となる場合（条件）
右の病気	高血圧症	直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合
	脂質異常症	直近のLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合
感染症	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	完治して1か月以上経過する場合（ただし、後遺症がなく、入院15日未満の場合または入院していない場合に限ります。）
	かぜ（感冒）※　インフルエンザ　おたふくかぜ みずぼうそう　はしか　風しん　手足口病　急性胃腸炎	現在完治している場合
眼の病気	結膜炎　ものもらい（麦粒腫）	現在完治している場合
鼻の病気	急性鼻炎　慢性鼻炎　急性副鼻腔炎　慢性副鼻腔炎 蓄膿症　鼻茸　鼻中隔湾曲症	治療中でも「いいえ」になります
耳の病気	急性中耳炎	現在完治している場合
呼吸器の病気	急性へんとう炎　慢性へんとう炎　へんとう周囲炎 へんとう肥大　アデノイド肥大　急性肺炎　急性気管支炎	現在完治している場合
消化器の病気	急性食中毒	現在完治している場合
	虫垂炎 そけい・大腿・臍・腹壁瘢痕ヘルニア	現在完治している場合 （ただし、手術をうけた場合に限ります。）
女性の病気	子宮筋腫　子宮内膜症　卵巣のう腫	3週間以上の入院治療がない場合
妊娠・分娩	正常分娩	分娩後1か月以上経過した場合
皮ふの病気	ガングリオン　良性のイボ　粉瘤（アテローム）	治療中でも「いいえ」になります
	皮ふ炎　湿疹　帯状ほうしん	現在完治している場合
運動器の病気	手根管症候群　肘部管症候群　腱鞘炎　バネ指 椎間板ヘルニア（頸椎・胸椎・腰椎） 変形性関節症（膝・股関節）	治療中でも「いいえ」になります
ケガ	四肢関節ねんざ　頸椎ねんざ（むち打ち症） 半月板損傷　じん帯損傷・腱損傷 肩鎖関節・四肢関節の脱臼 手ゆび・足ゆび・肩甲骨・鎖骨・肋骨・四肢骨・胸骨の骨折	現在完治している場合
	やけど	現在完治している場合 （ただし、入院治療がない場合に限ります。）

※診断名「かぜ」（感冒）に限り、医師からの投薬の途中で症状がなくなり、通院を終了した場合は、「完治」とみなします。

⑥

がん保障定期保険特約をお申込みの方のみ告知ください。
今までに、がん（上皮内がんを含みます）、高度異形成（子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部に限ります）、肉腫、白血病と診断されたことがありますか。

⑦

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ告知ください。
- 今までに、公的介護保険制度における「要介護・要支援」の認定を申請したことがありますか。
- 今までに、認知症（認知症のうたがいを含みます）、軽度認知障がい（MCI）と診断されたことがありますか。
- 過去2年以内に病院または診療所などの医療機関において、認知機能に関する検査をうけたことがありますか。

お取扱内容について

■ 自由設計のお取扱内容について

保険種類	定期保険 （主契約）	がん保障定期保険特約	介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約 *1
保険金額 ※主契約の保険金額、特約の保険金額・特約基準金額の合計で300万円未満は、お取扱いできません。	100 ～ 4,000万円 *2 （100万円単位）	100 ～ 2,000万円 *3 （100万円単位） （既加入を通算して最高2,000万円）	100 ～ 500万円 （100万円単位） ※軽度介護保障特約を付加した場合、400万円が限度です。 （認知症診断給付金:20%） （既加入を通算して最高500万円）	特約基準金額 100万円 生存給付金額 1、3、5万円 *4 （認知障害給付金:5万円 要支援給付金:20万円 軽度介護給付金:100万円） （既加入を通算して最高300万円）
契約年齢範囲 （被保険者）*5	15 ～ 75歳	15 ～ 70歳	20 ～ 75歳	20 ～ 75歳
保険期間 〔=保険料払込期間〕	10、20、30年 ※保険期間満了時年齢が85歳以下に限ります。	主契約と同一	主契約と同一	主契約と同一
保険料払込方法	□座振替月払／□座振替年払			
最低保険料	●□座振替月払　1,000円　※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます。 ●□座振替年払　制限なし			
引受選択	告知書扱／詳細告知書扱 *6			

*1 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます。
*2 死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約）の合計保険金額は、年齢による制限があります。
*3 がん保障定期保険特約の最高保険金額は、年齢による制限があります。

【 死亡保障の合計保険金額制限 】*2

契約年齢	合計保険金額
15～45歳	4,000万円
46～75歳	1,200万円

【 がん保障定期保険特約の最高保険金額制限 】*3

契約年齢	最高保険金額
15～45歳	2,000万円
46～70歳	1,000万円

*4 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。
*5 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
*6 告知書扱について告知事項に該当する場合、健康状態を詳細に告知いただき、人間ドック成績表や健康診断結果通知書等を提出いただくことで、お引受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店までお問い合わせください。

※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、お申込みされてもご加入いただけないことがあります。
※被保険者の仕事内容によっては、ご加入金額に制限があることやご加入いただけないことがあります。

〈注〉法人がご契約者となる法人契約については、定期保険パンフレット『定期保険　法人プラン』をご覧ください。

所定の高度障害状態について

高度障害保険金などのお支払対象となる所定の高度障害状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

所定の高度障害状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 （1）両眼の視力を全く永久に失ったもの （2）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの （3）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの （4）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの （5）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの （6）１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの （7）１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込の免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料(主契約および特約)のお払込みが免除されます。
所定の身体障害の状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

所定の身体障害の状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 （1）１眼の視力を全く永久に失ったもの （2）両耳の聴力を全く永久に失ったもの （3）脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの （4）１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの （5）１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの （6）１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの （7）10手指の用を全く永久に失ったもの （8）10足指を失ったもの

ご契約の自動更新について

所定の要件をみたした場合、健康状態にかかわらず、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、定期保険は100歳まで、がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約および軽度介護保障特約は85歳まで、お客さまのニーズに応じ、更新することができます。

⚠
- 保険契約者宛てに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。
- 更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
  また、保険期間満了日の２か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。
- 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の予防・治療給付金(生存給付金)のお支払いはありません。（保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。）
- 特別な条件（保険料の割増、保険金・給付金の削減）が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

ご留意いただきたいこと

●保険契約者が老人ホーム等に入居されている場合など、現住所と本人確認書類のご住所が不一致の場合はお申し込みいただけません。
●保険契約者と被保険者が同一の契約の場合、「証券作成日」*の翌月下旬に、保険契約者あてにTOPPANエッジ株式会社（当社業務委託先）から「マイナンバー申告書」を送付いたします。マイナンバー申告書のご提出がない場合は、約５週間後に再発送されます。

＊「証券作成日」はご加入後に送付する「生命保険証券」にてご確認ください。

解約返戻金について

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
なお、介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、被保険者の配偶者または２親等内の親族をご指定いただけます。

指定代理請求特約について

●ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金や保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、指定代理請求人が給付金や保険金等の代理請求をすることができます。
●保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人をつぎの範囲内であらかじめ１人指定できます。

●被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
●被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族　　など

●保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

※法人が保険契約者・死亡保険金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。

くわしくは、『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保障の開始（責任開始期）・保険料の振替日などについて

※責任開始期に関する特約を付加する場合のお取扱いの記載となります。

お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命（募集代理店を含みます）がお申込みを受けた時（申込書を受領した時）」または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

【 日程の例 】

【 日程のご説明 】

責任開始の日 （責任開始期の属する日）	「お申込みを受けた日（申込書受領日）」または「被保険者に関する告知日」のいずれか遅い日
契約日 ＜年齢計算基準日＞	●口座振替月払の場合 ： 責任開始の日の翌月１日 ●口座振替年払の場合 ： 責任開始の日
第１回保険料の振替日＊1	●責任開始の日が１日から25日＊2の場合 ： 責任開始の日の翌月27日 ●責任開始の日が上記以外の日の場合 ： 責任開始の日の翌々月27日＊3
２回目以降の保険料の振替日＊1	●口座振替月払の場合 ： 毎月27日 ●口座振替年払の場合 ： 契約日の属する月と同月27日

＊1 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。
＊2 25日がフコクしんらい生命の休業日のときは、前営業日となります。
＊3 口座振替月払のときは、第２回保険料とあわせて２か月分の保険料の口座振替を行います。

お取引き信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎのいずれかに該当するお客さま*1が保険契約者*2になる場合は、お取扱いできる金額に制限があります。

① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)•個人事業主の会員のお客さま
② 事業性ローンをご利用の企業等(従業員**20**名以下)にお勤めの会員のお客さま
③ 事業性ローンをご利用の企業等(従業員**21**名以上)にお勤めのお客さま

当該信用金庫では、保険契約者一人あたり通算で以下の金額までご契約いただけます。

- 死亡保険金額**1,000**万円（がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約を付加した場合は特約死亡保険金額を含みます。）
- 認知症診断給付金（介護保障定期保険特約を付加した場合）と認知障害給付金（軽度介護保障特約を付加した場合）の金額を合算して**１００**万円
- 軽度介護給付金(軽度介護保障特約を付加した場合)の金額**１００**万円

*1 ご利用状況を別途確認させていただきます。
*2 被保険者についても別途加入制限される場合がありますので、詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

※①②について、本書面の裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません。
※詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

(ご参考) 税制上のお取扱いについて ※個人契約の場合

記載の税制上のお取扱いは、2025年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、所轄税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

① お払込保険料
お払い込みいただいた保険料(定期保険•がん保障定期保険特約•介護保障定期保険特約・生存給付金特則を付加した軽度介護保障特約)は、生命保険料控除(一般生命保険料控除)の対象となります。
（生存給付金特則を付加しない軽度介護保障特約については、介護医療保険料控除の対象となります。）

② ご契約を解約したとき
この商品の解約返戻金はお払込保険料の合計額を上回ることはなく、課税されません。

③ (特約)高度障害保険金・特約がん保険金・認知症診断給付金・介護保険金・認知障害給付金・要支援給付金・軽度介護給付金を受け取ったとき
受取人が、被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、全額非課税となります。

④ 予防・治療給付金(生存給付金)
所得税(一時所得)および住民税の課税の対象となります。

⑤ 被保険者がお亡くなりになられたとき
死亡保険金は、契約形態によって課税関係が異なります。

■ 契約形態と課税関係

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税※
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得)＋住民税
A	B	C	贈与税

※ 死亡保険金の相続税非課税枠について
保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。
他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。
死亡保険金の非課税枠 ＝ 500万円 × 法定相続人数

クーリング・オフ制度について

8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）
申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、ご契約の申込日から*、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
お申込みの撤回等があった場合は、フコクしんらい生命は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
＊責任開始期に関する特約を付加する場合

※法人を保険契約者とする保険契約の場合は、ご契約のお申込みの撤回等はできません。

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり•約款』をご確認ください。

ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり•約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先
フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室　TEL:0120-700-651(通話料無料)
受付時間　9:00～18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 当パンフレットは2025年1月現在の公的保障制度にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討•お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』をご確認ください。

保障についてご留意いただきたいこと

主契約・特約共通

●契約者配当金、入院給付金や手術給付金はありません。

定期保険(主契約)について

●**死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、以後の死亡保険金および高度障害保険金はお支払対象外となります。**

がん保障定期保険特約について

●**特約がん保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後の特約がん保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。**

●**「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約がん保険金のお支払対象とはなりません。**特約がん保険金のお支払対象となる「がん」については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

●**がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。**

介護保障定期保険特約について

●**介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。**

●認知症診断給付金のお支払対象となる「認知症」およびその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

●**認知症給付の責任開始日(介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までに認知症と診断確定されても、認知症診断給付金のお支払いはいたしません。**

【介護保険金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】

●認知症診断給付金のお支払いは、1回のみです。認知症診断給付金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約を更新されても、認知症診断給付金の再度のお支払いはいたしません。

軽度介護保障特約について

●**軽度介護給付金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金および生存給付金特則を付加した場合の予防・治療給付金(生存給付金)はお支払対象外となります。**

●生存給付金特則を付加した場合、予防・治療給付金(生存給付金)は、2年ごとに生存しているときに生存給付金額をお支払いします。保険期間が1年、3年、5年などの奇数年となる場合は、その保険期間の満了時に生存しているときにも生存給付金額をお支払いします。

【要支援給付金のお支払後、
軽度介護給付金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】

●認知障害給付金のお支払対象となる「認知障害」(「軽度認知障害」および「認知症」)ならびにその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

●**認知障害給付の責任開始日(軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までに認知障害と診断確定されても、認知障害給付金のお支払いはいたしません。**

●認知障害給付金のお支払いは、1回のみです。認知障害給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、認知障害給付金の再度のお支払いはいたしません。

●要支援給付金のお支払いは、1回のみです。要支援給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、要支援給付金の再度のお支払いはいたしません。軽度介護保障特約を更新されたときも含め、軽度介護給付金のお支払金額は、特約基準金額の80%となります。

●被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金（将来の給付をお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるもの）があるときは、これと同額の返戻金をお支払いします。

⚠ お支払事由、保険金等をお支払いできない場合について、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』もご確認ください。

公的介護保険の対象外の方などにも介護に関する保障

介護保障定期保険特約の介護保険金は、公的介護保険の要介護2以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払い**します。

また、**軽度介護保障特約の軽度介護給付金**も、公的介護保険の要介護1以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払い**します。

※軽度介護給付金は、所定の高度障害状態に該当したときにもお支払いします。

当社が定める所定の状態による介護保障により、公的介護保険について対象外の方（39歳以下の方）や特定の原因によるもののみ対象となる方（40～64歳の方）であっても、介護を要する状態やそれによる所得の減少などに備えることができます。

介護保険金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

①**「認知症による要介護状態」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること

②**「寝たきりによる要介護状態」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

軽度介護給付金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

①**「認知症による要介護状態」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること

②**「日常生活動作における要介護状態」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

●**「認知症による要介護状態」**
医師の資格をもつ者により認知症と診断確定され、意識障害のない状態において、見当識障害＊があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

＊見当識障害とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
- 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない

●**「寝たきりによる要介護状態」**
常時寝たきり状態で、つぎの(1)および(2)に該当して他人の介護を要する状態
（1）ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと
（2）つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること
① 衣服の着脱が自分ではできない
② 入浴が自分ではできない
③ 食物の摂取が自分ではできない
④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

●**「日常生活動作における要介護状態」**
つぎの(1)～(5)のいずれかに該当して他人の介護を要する状態
（1）ベッド周辺の歩行が自分ではできない
（2）衣服の着脱が自分ではできない
（3）入浴が自分ではできない
（4）食物の摂取が自分ではできない
（5）大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

公的保障制度について

監修●社会保険労務士　長野 加寿美

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2025年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとになる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間（免除期間などを含む）が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。
年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性（女性でも公務員などの期間がある方）であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

＊1　平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
＊2　平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!

「働き方・暮らし方」の変化に応じて将来受け取る年金額を試算できる

年金額を見える化する　公的年金シミュレーター
https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp

公的年金シミュレーター使い方HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。
※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます（ただし、保険料納付要件をみたす必要があります）。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。
※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

＊1　直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
＊2　「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者（妻または夫）」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

＊「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。
満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。
第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの＊ **給付対象**	左記以外を原因とするもの（交通事故など） **給付対象外**
65歳以上の方	原因を問わず **給付対象**	

＊ ●がん（末期） ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部（入浴・掃除など）に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

	保険診療	
医療費	公的医療保険負担	1～3割自己負担

●医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割
小学生以上70歳未満	3割
70～74歳	2割 ＊1
75歳以上	1割 ＊2

＊1 現役並み所得の場合は3割となります。
＊2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

●自己負担限度額（70歳未満）

1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。

	所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ＜4回目以降：140,100円＞
	53万円以上83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% ＜4回目以降：93,000円＞
	28万円以上53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ＜4回目以降：44,400円＞
	28万円未満	57,600円 ＜4回目以降：44,400円＞
住民税非課税		35,400円 ＜4回目以降：24,600円＞

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がいのとき

▶身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分（区分1～6）」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です（所得に応じた自己負担上限あり）。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。（所得制限があります。）
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について（2021年４月版）」

▶身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級
肢体不自由	1～7級
心臓機能障害	1・3・4級
腎臓機能障害	1・3・4級

障害部位	認定される等級
呼吸器機能障害	1・3・4級
膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
小腸機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
肝臓機能障害	1～4級

あらかじめ指定されたご家族等がご利用いただけます

無料

しんらいの ご家族サポートサービス

保険契約者・被保険者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等がサポートできるサービスです。

※ご加入後にお申し込みいただけます

お客さまのご家族登録制度

例えば…高齢の親の契約内容を確認したい

→ご家族を登録していれば契約内容を確認できます！

保険契約者代理特約

例えば…認知症などで意思表示が難しく、ご自身ではお手続きができない

→保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます！

※ご契約時にお申し込みいただけます

指定代理請求特約

例えば…被保険者が事故や病気で意識不明となり、意思表示できない

→指定代理請求人を指定していれば保険金等を請求できます！

「お客さまのご家族登録制度規約」については当社ホームページでご確認ください。 詳細ページはこちら→

※ご検討にあたっては『お客さまのご家族登録制度規約』『ご契約の概要』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

無料

フコクしんらい生命の無料相談室

フコクしんらいダイヤルサービス

健康・介護相談〔健康ダイヤルサービス〕

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについて、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます！

専門スタッフに相談いただけます：看護師／介護支援専門員／医師※1※2／栄養士※2

※1 医師の相談は精神科・心療内科を除きます　※2 医師・栄養士の相談は予約となる場合があります

年金相談〔年金ダイヤルサービス〕

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

▶ 毎週火、水、木曜日（祝日、年末年始を除く）
▶ 午前10時～午後5時　※当日10時より先着順で予約受付

税務相談〔税務ダイヤルサービス〕

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

▶ 毎週水曜日（祝日、年末年始を除く）
▶ 午前10時～午後5時　※当日10時より先着順で予約受付

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

1日10分、自宅で脳の健康づくり！

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。
自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

●川島隆太教授（東北大学加齢医学研究所）監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定（セルフチェック）
●自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる

*当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約のご契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

✦脳トレアプリ、脳トレドリル✦

Active Brain CLUB

脳トレ開発者　川島隆太博士監修
（株）NeU取締役CTO（東北大学教授）

脳はいくつになっても鍛えることができます！

認知機能の維持・向上のための脳トレアプリ・脳トレドリルをご利用いただけます。

楽しく続く！毎日5分

(1) 頭の回転速度
(2) 記憶力
(3) その他（注意・抑制・予測など）

*アプリ利用料は、ご登録から2年間無料となります

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

ヤマト運輸の高齢者見守りでご家族に安心を

おうちのトイレや廊下などの電球をハローライト電球に交換するだけで始められる見守りサービスです。24時間電球のON/OFFが確認できない場合に異常を検知し事前設定した通知先へメールでお知らせ、通知先の方からのご依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問いたします。

*当社の特典をご利用いただくことで初月料金が無料となります

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください
・各サービスは2025年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください

契約締結前交付書面

ご契約の概要 ～必ずお読みください～

●「ご契約の概要」（Ｐ３３～４０）は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所など

◆名　称　フコクしんらい生命保険株式会社
◆住　所　〒160-6132　東京都新宿区西新宿8-17-1
TEL 03-6731-2100（代表）
ホームページ　https://www.fukokushinrai.co.jp

2 商品の特徴としくみ図

◆この商品の正式名称は、定期保険です。

◆この商品は、一定期間の万一の保障を確保できる、満期保険金のない定期保険を主契約とします。定期保険には、取扱条件の範囲内で、がんの保障を特徴とするがん保障定期保険特約、認知症と介護の保障を特徴とする介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約を付加することができます。

参照 主契約と各特約の保障内容については、3 保障内容 をご覧ください。
取扱条件については、4 ご契約の取扱条件 をご覧ください。
保険料については、保険設計書または『商品パンフレット』（保険料表）をご覧ください。

3 保障内容

〈定期保険〉

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになられたとき	定期保険の保険金額
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、所定の高度障害状態*1になられたとき	

〈がん保障定期保険特約〉

特約がん保険金	被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中に、初めて*2所定の悪性新生物（がん）*1に罹患し、医師により診断確定されたとき	がん保障定期保険特約の特約保険金額
特約死亡保険金	被保険者が特約保険期間中にお亡くなりになられたとき	
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、所定の高度障害状態*1になられたとき	

〈介護保障定期保険特約〉

認知症診断給付金	被保険者が認知症給付の責任開始日*3以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症*1に罹患していると診断確定されたとき	介護保障定期保険特約の特約保険金額の20%
介護保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき （1）公的介護保険制度の要介護認定を受け要介護２以上に該当していると認定されたとき （2）所定の要介護状態*1に該当したとき	介護保障定期保険特約の特約保険金額
特約死亡保険金	被保険者が特約保険期間中にお亡くなりになられたとき	
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、所定の高度障害状態*1になられたとき	

〈軽度介護保障特約〉

	お支払いする場合	お支払いする金額
認知障害給付金	被保険者が認知障害給付の責任開始日＊4以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害（認知症、軽度認知障害）＊1と診断確定されたとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の５％
要支援給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度の要支援１または要支援２に該当していると認定されたとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の20%
軽度介護給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき （１）公的介護保険制度の要介護１以上に該当していると認定されたとき （２）所定の要介護状態または所定の高度障害状態＊1に該当したとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の100% （要支援給付金お支払後は特約基準金額の80%）
生存給付金 （生存給付金特則を付加した場合）	被保険者が２年ごとの契約応当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき	軽度介護保障特約の生存給付金額

＊1　くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』**をご確認ください。

＊2　責任開始期前の期間も通じて初めてとします。

＊3　認知症給付の責任開始日は、介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

＊4　認知障害給付の責任開始日は、軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

※死亡保険金、高度障害保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※特約がん保険金のお支払対象に、「上皮内がん」「皮膚がん（悪性黒色腫を除く）」は含みません。

※がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても特約がん保険金のお支払いはいたしません。

※特約がん保険金のお支払いは１回のみです。特約がん保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後のがん保障定期保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金はお支払対象外となります。

※介護保険金のお支払いは１回のみです。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、認知症診断給付金はお支払対象外となります。

※認知症給付の責任開始日の前日までに所定の認知症に罹患していると診断確定されても認知症診断給付金のお支払いはいたしません。

※軽度介護給付金のお支払いは１回のみです。軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金（生存給付金特則を付加した場合）はお支払対象外となります。

※認知障害給付の責任開始日の前日までに所定の認知障害と診断確定されても認知障害給付金のお支払いはいたしません。

※認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ１回のみです。お支払いした場合、特約が更新されても再度お支払いはいたしません。

※軽度介護保障特約を付加したご契約につきましては、被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約の責任準備金を保険契約者へお支払いします。ただし、主契約の死亡保険金をお支払いする場合は、その受取人にお支払いします。

※法人契約の場合、生存給付金特則のお取扱いはありません。

〈保険料払込免除〉

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

参照　所定の身体障害の状態については、**『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」**をご覧ください。

4　ご契約の取扱条件

定期保険（主契約）

保険期間・保険料払込期間＊1	10年、20年、30年 ※保険期間満了時の年齢が85歳以下に限ります
保険料払込方法＊2	口座振替月払／口座振替年払
最低保険料	口座振替月払　1,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます ※口座振替年払は最低保険料の制限はありません
引受選択	告知書扱／詳細告知書扱＊3
契約年齢範囲（被保険者）＊4	15～75歳
最低保険金額	100万円　※特約付加の有無により異なります
最高保険金額	15～45歳：4,000万円 46～75歳：1,200万円
保険金額の単位	100万円

がん保障定期保険特約

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ
契約年齢範囲（被保険者）＊4	15～70歳
最低特約保険金額	100万円
最高特約保険金額	15～45歳：2,000万円 46～70歳：1,000万円
特約保険金額の単位	100万円

介護保障定期保険特約

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ
契約年齢範囲（被保険者）＊4	20～75歳
最低特約保険金額	100万円
最高特約保険金額	500万円　※軽度介護保障特約を付加した場合、400万円
特約保険金額の単位	100万円
認知症診断給付金倍率	20%

軽度介護保障特約＊5

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ
契約年齢範囲（被保険者）＊4	20～75歳＊6
特約基準金額	100万円
生存給付金額＊7＊8	1万円、3万円、5万円

死亡保障の最高保険金額
（定期保険・がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の（特約）保険金額の合計）

契約年齢範囲（被保険者）＊4	合計保険金額
15～45歳	4,000万円
46～75歳	1,200万円

最低保険金額

定期保険・がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の（特約）保険金額、軽度介護保障特約の特約基準金額の合計が、300万円未満はお取扱いできません。

＊1　法人契約の場合、保険期間・保険料払込期間30年はお取扱いできません。
＊2　法人契約の場合、第1回保険料については振込みのお取扱いが可能です。
＊3　詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店までお問い合わせください。
＊4　被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
＊5　軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。
＊6　法人契約の場合、契約年齢範囲（被保険者）が異なります。【保険期間】10年：20～75歳　20年：20～49歳
＊7　生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。
＊8　法人契約の場合、生存給付金特則のお取扱いはありません。
※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、ご加入いただけないことがあります。

5　ご契約の自動更新について

◆保険契約者宛てに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、この商品は、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

◆更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。

◆更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
また、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。

◆生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の生存給付金のお支払いはありません。（保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。）

◆更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえる場合には、更新のお取扱いをいたしません。

◆特別な条件（保険料の割増、保険金・給付金の削減）が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

6　契約者配当金について

この商品は無配当の商品です。したがって、契約者配当金はありません。

7　解約返戻金について

◆お払い込みいただいた保険料は預金と異なり、一部は死亡保険金などのお支払いやご契約の締結・維持にかかる諸費用にあてられます。特にこの商品は保障に重点をおいた保険ですので、解約された場合の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

◆解約返戻金額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。

◆解約返戻金額は生命保険証券に例示しています。

◆介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

◆責任開始期に関する特約を付加した場合、第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約返戻金はありません。

8 指定代理請求特約について

◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が保険金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が保険金等の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が保険金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、保険金等を請求できないとき

・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、保険金等を請求できないとき

など

◆保険契約者は被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で１人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、保険金等の代理請求を行う場合には、保険金等の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、３親等内の血族
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

など

◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

◆保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

◆指定代理請求人に保険金等をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金等の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。

※法人が保険契約者・死亡保険金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。

参照 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』④しんらいのご家族サポートサービス** の **指定代理請求特約** をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「フコクしんらい生命　お客さまサービス室」へご連絡ください

フコクしんらい生命　お客さまサービス室
ＴＥＬ 0120-700-651（通話料無料）
受付時間 9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

参照 くわしくは、本書面５１ページをご覧ください。

契約締結前交付書面

注意喚起情報 ～必ずお読みください～

●「注意喚起情報」（P41～51）は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて８日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）が指定口座へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて８日以内

◆お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
◆お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
◆お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨　②お申出日　③申込者等の住所　④証券番号
⑤募集代理店名　⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）

（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）

- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132　東京都新宿区西新宿８-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社　クーリング・オフ担当　行

- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命
【ホームページ】　https://www.fukokushinrai.co.jp

- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2 健康状態や職業などの告知（告知義務）

告知義務

◆保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

● ご契約にあたっては、
・過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）　・現在の健康状態
・身体の障がい状態　・職業　など
について当社がおたずねする告知事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

● 診査を行うご契約の場合（診査扱）には当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。

ご注意

告知受領権

● 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
● 当社の代理店（生命保険募集人）・生命保険面接士には告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

◆お客さまの傷病歴などによっては、ご契約をお断りすることや「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

お申込内容などの確認

◆ご契約のお申込後または保険金・給付金および保険料払込免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合

◆故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日、復旧日。以下同じ）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

ご注意

責任開始日から２年を経過していても、保険金・給付金のお支払事由などが２年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合

〇保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
〇保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。

（ただし、「保険金・給付金のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）

● 以下の場合は、当社はご契約または特約を解除することはできません。
・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

◆上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
この場合、

● 責任開始日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後も取消しとなることがあります。）

● すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期に関する特約を付加した場合

◆当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

◆責任開始期に関する特約を付加した場合の第１回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。

● 第１回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第１回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

● 猶予期間内に第１回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。

ご注意 第１回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第１回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

責任開始期に関する特約を付加しない場合

第１回保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

ご注意
・介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
・軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

参照 具体例などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑩ 保障の開始（責任開始期）**をご覧ください。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金・給付金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

● 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。

● 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

● 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
（例）
・保険契約者などが保険金・給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき
・保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき　など

● 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、第１回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効になった場合

● 第２回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

● 保険契約について保険契約者などの詐欺の行為があってご契約が取消しになった場合

● 保険金・給付金の不法取得目的があってご契約が無効になった場合

● 保険金・給付金の免責事由に該当した場合
（例）
・責任開始日から３年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
・死亡保険金受取人などの故意によりお支払事由に該当したとき　など

● 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合（認知症診断給付金）

● 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合（認知障害給付金）

● がん保障定期保険特約について、つぎの場合、特約がん保険金は支払われません。
・特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合
・特約の責任開始期から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定された場合

参照 具体例などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑤ 保険金等をお支払いできない場合**をご覧ください。

5 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

◆第２回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

- 月払の場合…… 払込期月の翌月初日から末日まで
- 年払・半年払の場合…… 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで

ご契約の失効

◆猶予期間内に第２回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。

保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。
この場合、所定の利率で利息がかかります。（複利計算）

ご注意 保険料の振替貸付や契約者貸付をご利用された場合、貸付金のご返済がないと、貸付元利金が増加して解約返戻金額を超過し、ご契約が失効することがあります。

ご契約の復活

◆**いったん失効したご契約でも、失効後３年（特別条件が適用されている場合は２年）以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。**
ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

参照 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑬ 効力を失ったご契約の復活** をご覧ください。

6 ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

◆生命保険契約では、お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

◆解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

◆介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

参照 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑰ ご契約の解約と解約返戻金** をご覧ください。

7 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。

◆当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。

参照 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について** をご覧ください。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

◆現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

◆新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。

◆新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で保険金・給付金をお支払いできないこともあります。

- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および保険金・給付金のお支払いについては 3 **保障の開始（責任開始期）** および 4 **保険金・給付金をお支払いできない場合** を再度ご確認ください。
- 特につぎの内容にご留意ください。
  - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日から３年以内に被保険者が自殺により死亡したときは死亡保険金（特約死亡保険金）の免責事由に該当します。
  - ・がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
  - ・介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
  - ・軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

9 税制上のお取扱いについて

参照 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』㉔ 生命保険と税金、『商品パンフレット』税制上のお取扱いについて** をご覧ください。

10 保険金・給付金のご請求について

◆**保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命　お客さまサービス室」にご連絡ください。**

◆保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
（ホームページアドレス：https://www.fukokushinrai.co.jp）

◆当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

◆保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。

▶ 指定代理請求人となられる方に、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』④ しんらいのご家族サポートサービス** の **指定代理請求特約** をご覧ください。

11 預金ではありません

この商品は預金ではなく、当社を引受保険会社とする生命保険です。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはならないことから、預金保険制度による元本の返済の保証はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命　お客さまサービス室」へご連絡ください

フコクしんらい生命　お客さまサービス室
ＴＥＬ 0120-700-651（通話料無料）
受付時間 9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Ｗｅｂ約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにＷｅｂ約款※を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、ＳＤＧｓにおける17の目標のうち「12. つくる責任　つかう責任」につながる取組みです。　※「Ｗｅｂ約款」とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。

Ｗｅｂ約款

- スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます
- 文字を拡大して閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs 12 つくる責任 つかう責任

Web約款の閲覧方法

1．フコクしんらい生命 Ｗｅｂ約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

ＱＲコードを読み取る方法
スマートフォンなどからＱＲコードを読み取り、アクセスしてください。

ＵＲＬを入力する方法
つぎのＵＲＬまでアクセスしてください。
https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/

ご契約成立（保険証券到着）後

ＱＲコードを読み取る方法
スマートフォンなどからＱＲコードを読み取り、アクセスしてください。

ＵＲＬを入力する方法
つぎのＵＲＬまでアクセスしてください。
https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/

※ＱＲコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2．該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。ＰＤＦファイルが開きます。

定期保険
（販売名称：ハローキティの定期保険）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
※取扱窓口は「信用金庫」となります。

① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
② 「信用金庫からご加入」を選択してください。
③ 定期保険（販売名称：ハローキティの定期保険）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望します」に✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

MEMO

MEMO